

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金の減免について

下市町において、新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている現下の状況を踏まえ、生活支援及び経済的負担の軽減から水道料金の『基本料金』を8か月間減免します。今回の減免措置につきましては、お客様からの申し込み手続きは必要ありません。

【支援内容】

★水道料金(口径を問わず)の基本料金(メーター使用料含む)を減免します。

例) 一般家庭で1か月あたり20立方メートル使用した場合(税込み)

	(減免前)	(減額《基本料金》)	(減免後《請求額》)
口径13mm	4,686円	△1,540円	3,146円
口径20mm	4,741円	△1,595円	3,146円

(注)今回は上水道の基本料金についてのみ、全額減免する支援策となります。

下水道使用料については、対象外です。

基本水量(7立方メートル以内)の使用水量については、基本料金内の使用となり、上水道料金は免除となります。

基本水量以上に水量を使用される超過水量分についてはご請求することになります。

(注)臨時用は対象外です。

【減免期間及び実施時期】

★期間については8か月間です。

★実施時期につきましては、奇数月の検針地区は(7月・9月・11月・1月検針分の8か月間)、偶数月の検針地区は(8月・10月・12月・2月検針分の8か月間)になります。

料金の請求	検針月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
毎月	奇数月の検針地区	(検針) ●		(検針) ●		(検針) ●		(検針) ●			
			(6月分) ■	(7月分) ■	(8月分) ■	(9月分) ■	(10月分) ■	(11月分) ■	(12月分) ■	(1月分) ■	
毎月	検針月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	偶数月の検針地区		(検針) ●		(検針) ●		(検針) ●		(検針) ●		
				(7月分) ■	(8月分) ■	(9月分) ■	(10月分) ■	(11月分) ■	(12月分) ■	(1月分) ■	(2月分) ■

※2か月に一度水道メーターを検針し、毎月請求しています。

●検針

■納期限